

国際医学交流センター 使用承認書

平成 年 月 日

申請者 氏名 様

札幌医科大学長

氏 名

印

次のとおり国際医学交流センターの使用を承認します。

1 使用する建物の内容

所在地	札幌市中央区南1条西18丁目291
名称	札幌医科大学国際医学交流センター
構造	鉄筋コンクリート造2階建
数量	617.86㎡のうち ㎡
部屋番号	
使用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
使用料及び加算料金	円
使用目的	
講座名	
担当者	
内線番号	
参考事項	

※ 留意事項

- 1 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用承認物件を宿泊の用に供さなければなりません。
- 2 使用承認期間の更新を受けようとするときは、使用の承認された期間の満了2週間前までに書面をもって学長に申請しなければなりません。
- 3 使用料及び加算料金は、納入通知書により指定期日までに納入しなければなりません。
- 4 学長は、経済情勢の変動、その他の事情の変更により特に必要があると認める場合には、使用料及び加算料金を改定します。この場合において、使用者は改定された使用料及び加算金を支払わなければなりません。
- 5 (1) 使用者は、使用承認物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければなりません。
(2) 前号の規定による維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて使用者の負担とします。
- 6 (1) 使用者は、使用承認期間中、使用承認物件を1に指定する用途以外に供してはなりません。
(2) 使用者は、使用承認物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはなりません。

(3) 使用者は、使用承認物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって学長の承認を受けなければなりません。

7 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、又は変更することができます。

ア 使用者が承認の条件に違反したとき

イ 札幌医科大学の事業のため使用承認物件を必要とするとき。

8 (1) 使用承認が取り消されたとき又は使用承認期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で、学長の指定する期日までに、使用承認物件を現状に回復して返還しなければなりません。ただし、学長が特に承認したときは、この限りではありません。

(2) 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、学長は、使用者の負担においてこれを行うことができます。

9 (1) 使用者は、その責めに帰する理由により、使用承認物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用承認物件を現状に回復した場合は、この限りではありません。

(2) 前号に掲げる場合のほか、使用者は、本許可書に定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。

10 7の規定により使用承認を取り消した場合において、その取消しにより使用者に損失が生じても、札幌医科大学はその損失を補償しません。

11 7の規定により使用承認が取り消された場合において、使用者は、使用承認物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求は行わないこととします。

12 学長は、使用承認物件について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持使用に関し指示することができます。